

生活環境課 ☎22-1314

9月のごみ収集日程は、下記の通りとなっていますので、ご確認の上、きちんと分別して出してください。

◆9月のごみ収集日予定表（日付は9月の収集日です）

地区名	越 河 斎 川 大 平	大鷹沢 白 川 小下倉	大鷹沢田中	福 岡 小 原	市街東北本線 東 側	鷹 巣	市街東北本線 西 側
ペットボトル (第1曜日)	2日(火)	1日(月)	5日(金)	4日(木)	5日(金)	1日(月)	3日(水)
びん類 (第2・第5曜日)	9日(火) 30日(火)	8日(月) 29日(月)	12日(金)	11日(木)	12日(金)	8日(月) 29日(月)	10日(水)
缶 (第3・第5曜日)	16日(火) 30日(火)	16日(火) 29日(月) に変更です	19日(金)	18日(木)	19日(金)	16日(火) 29日(月) に変更です	17日(水)
プラスチック (第3曜日)	16日(火)	16日(火) に変更です	19日(金)	18日(木)	19日(金)	16日(火) に変更です	17日(水)
もやせないごみ (第4曜日)	24日(水) に変更です	22日(月)	26日(金)	25日(木)	26日(金)	22日(月)	24日(水)
紙 類	火 2・9・16・30	月 1・8・22・29	金 5・12・19・26	木 4・11・18・25	金 5・12・19・26	月 1・8・22・29	水 3・10・17・24
もやせるごみ	火・金 2・5・9・12・16・19・26・30	月・木 1・4・8・11・18・22・25・29	月・水・木 1・3・4・8・10・11・17・18・22・24・25・29	火・水・金 2・3・5・9・10・12・16・17・19・24・26・30			

○不忘・川原子地区のもやせるごみは、毎週水曜日に収集します。

○ごみは、必ず当日の午前8時30分までに集積所に出してください（収集車が回収する時刻に合わせての搬出や、前夜出しはしないでください）。

◎スプレー缶や使い捨てライターのごみの出し方について

★スプレー缶などは、①中身を必ず使い切る。②風通しの良い所で必ず穴を開けること。

★ライターは、ガスを使い切る。

◎ごみ袋は中身がこぼれないようにしっかり口を結び、簡単に解けないように出してください。テープ止めは禁止です。

◎祝日に伴う収集日の変更について

大鷹沢・白川・小下倉、鷹巣地区の資源ごみ（缶・プラスチック類）は16日(火)に、越河・斎川・大平地区のもやせないごみは24日(水)に収集日の変更になります。お間違えのないようご注意ください。

●9月は廃棄物不法投棄防止強化月間です！

廃棄物の不法投棄は、私たちの清らかな生活環境の破壊につながり、法律でも禁止されています。本市では、不法投棄禁止の看板を設置し、未然に防止するための呼び掛けを行っています。不法投棄は、なかなか後を絶ちません。不法投棄は、「しない」、「させない」、「許さない」という意識を持ち、この素晴らしい白石の環境を子どもたちに残すため、不法投棄を根絶しましょう。

☆飼えない犬・猫の引き取り日のお知らせ

●日時 9月4日(木)・11日(木)・18日(木)・25日(木)、10月2日(木)、9:00～11:30および13:00～15:00(時間厳守)

●場所 宮城県仙南保健所

(注意事項)犬を登録している方は、鑑札(小判形)を持参してください。また、猫の場合は、必ず麻袋やもみ袋(土のう袋は不可)など、丈夫な袋に入れてください。

●犬・猫の引き取り手数料 生後90日以内は1頭につき400円、生後91日以上は1頭につき2,000円

●納入方法 所定の用紙に必要事項を記入し、宮城県収入証紙を張り付けて納入してください。収入証紙は、県合同庁舎や保健所、銀行などでお求めください。

※ご不明な点は、宮城県仙南保健所までお問い合わせください。なお、犬や猫などの愛護動物を捨てた場合には、処罰される可能性があります。犬や猫などを飼い始めたら、最後まで責任を持って飼養するように心掛けましょう。

宮城県仙南保健所(大河原町字南129-1) ☎0224-53-3119

大鷹沢2・3区の民生委員・児童委員が決定しました

未決定であった大鷹沢2・3区の民生委員・児童委員に、次の方が選出されました。
角張 功(大鷹沢三沢字大師堂256-2、☎25-0197)
福祉事務所(福祉センター内)☎22-1400

終戦当時の海外引き揚げ者とそのご家族の方へ

税関では、海外からの引き揚げの際にお預かりした次の通貨・証券などをお返ししています。
●終戦後、外地から引き揚げた方が、外地の集結地で総領事館などに預けた証券などのうち、日本に送還されたもの
●上陸地の税関や海運局に預けられた通貨・証券など

返還の申し出は、預けた本人はもとより、ご家族の方でも結構です。ご家族の方におかれましては、「本人から預けた物がある」という話を聞いたことはないが、終戦後の帰港場所は聞き覚えていない。当人のものと思われる物件はないか」などのお問い合わせでも結構です。心当たりのある方は、左記までお問い合わせください。
横濱税関仙台塩釜税関支署 ☎022-2259-4306

国民年金の給付① 障害基礎年金を「存じ」ですか？

国民年金は、老後の保障だけでなく、突然の病気やけがで障害が残った被保険者の生活を保障する役割も担っています。これが障害基礎年金で、給付に際しては、障害の程度だけでなく、保険料の納付要件を満たしているかどうかを審査されます。また、手続きには医療機関からの診断書などが必要となります。支給額や請求要件などの詳細については、大河原社会保険事務所までお問い合わせください。

●障害基礎年金の請求要件
①国民年金加入中(※1)に、初診日(※2)のある病気やけがで、国民年金法による1級または2級の障害の状態(※3)になった方。
②初診日から1年6カ月が経過したとき、またはその期間内に症状が固定した方。
③初診日のあった月の、前々月までの被保険者期間のうち、保険料を納めた期間と免除期間(※4)を合わせた期間が3分の2以上あること。特例として、平成28年3月31日までに初診日がある場合は、初診日のある前々月までの1年間に国民年金保険料の未納がなければ請求できます。なお、

初診日以降に保険料を納めても認められません。
④20歳前に初診日のある病気やけがで1級・2級の障害者になった方は納付要件がなく、20歳になった段階で請求が可能です。ただし、本人に一定の所得がある場合は、所得額に応じて全額または半額が支給停止になります。
※1. 60歳まで国民年金に加入していた方が、60歳以上65歳未満の段階で国内に在住している場合も該当します。
※2. 初診日とは、障害の原因となった病気やけがで初めて病院にかかった日のことです。
※3. 身体障害者手帳などの障害等級とは異なりますので、ご注意ください。
※4. 若年者納付猶予期間や学生納付特例期間を含みます。

■年金記録の確認をお願いします
「ねんきん特別便」が届いた方に、年金記録のご確認をお願いしています。もれや間違いのあるなしかかわらず、必ずご回答ください。市民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。
大河原社会保険事務所 ☎0224-5113112
市民課 ☎22-1312

—思いやりのある良質で信頼される医療を目指して—

公立刈田総合病院紹介

宮城県刈田総合病院 ☎25-2145

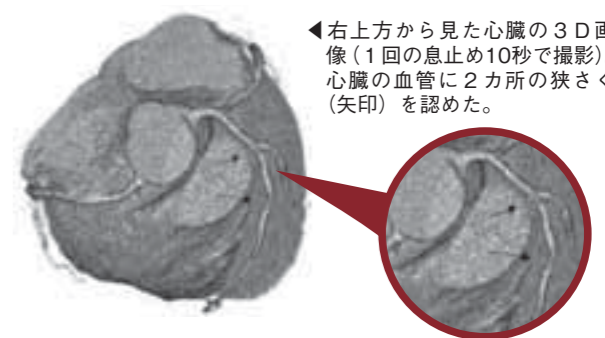
64列マルチスライスCTを導入しています

当院では、日本の3大疾病のがん、脳卒中、冠動脈疾患の発見に大きく貢献が期待されている64列マルチスライスCTを導入しています。

この装置は、64列のデータを一度に収集可能で、頭部や腹部を数秒で検査することができます。さらに、3次元の立体画像を作成できるので、病変の位置や大きさを正確に把握することができます。

また、これまでカテーテル検査を行わないと観察できなかった冠動脈の血管内部をこの装置で画像化することにより、患者さまが重篤な病気を発症する前に、予防的に検査をすることも可能となりました。


当院では、これからも患者さまに優しく、安心して検査を受けていただけるよう努めていきたいと考えていますので、よろしく申し上げます。



右上方から見た心臓の3D画像(1回の息止め10秒で撮影)。心臓の血管に2カ所の狭さく(矢印)を認めた。

新任医師紹介

次号は、9月1日付けで当院に赴任した大高徹也医師をご紹介します。



看護師募集中！ 詳しくは、当院総務課人事係まで